

まちのニュース

Information

児童扶養手当制度、特別児童扶養手当制度について **問** 役場 町民生活課 生活支援係 内線2117

【児童扶養手当】

父または母と生計を同じくしていない児童もしくは父または母が身体に重度の障がいがあり児童を監護している母や父、あるいは父母に代わって児童を養育している方に対して、児童の健やかな成長を願い、一日も早い家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために支給される手当

◆手当の額

平成28年8月から第2子と第3子以降の加算額が増額されます。手当額は次のとおりです。(所得に応じて支給額が決定されます。)

【児童が1人の場合】

- ▶全額支給…月額 42,330円
- ▶一部支給…月額 9,990円～ 42,320円

【児童が2人目の加算額】

- ▶全額支給…月額 10,000円
- ▶一部支給…月額 5,000円～ 9,990円

【児童が3人目以降の加算額(1人につき)】

- ▶全額支給…月額 6,000円
- ▶一部支給…月額 3,000円～ 5,990円

◆現在手当を受けている方の届出

- ①現況届…毎年8月1日から8月31日までの間に提出。なお、2年間提出がない場合は受給資格がなくなります。
- ②額改定届…対象児童に増減があった場合
- ③受給資格喪失届…受給資格がなくなった場合
- ④氏名・住所・金融機関・印鑑変更届…氏名、住所、支払い金融機関が変わった場合

【特別児童扶養手当】

児童の健やかな成長を願って、身体や精神に中程度以上の障がいのある児童(20歳未満)を監護している父または母に代わってその児童を養育している人に対して支給される手当

◆手当の額

対象児童の数と等級によって支給されます。(いずれも児童1人当たり)

- ▶1級(重度障がい児)…月額 51,500円
- ▶2級(中度障がい児)…月額 34,300円

◆現在手当を受けている方の届出

- ①所得状況届…毎年8月12日から9月11日までの間に提出。なお、2年間提出がない場合は受給資格がなくなります。
- ②額改定届・請求書…障がいの程度が変わったとき、対象児童に増減があった場合

- ③受給資格喪失届…受給資格がなくなった場合
- ④障害状況届…引き続き手当が受けられるかどうか再認定を受けるために、定められた時期に障害状況届に認定診断書を添付し提出
- ⑤その他の届…氏名、住所、支払い金融機関の変更、受給者が死亡した場合など

◆手当が支給されない場合

- ▶児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けられるとき
- ▶児童が、児童福祉施設等(保育所、通園施設を除く)に入所しているとき

Information

町内の空間放射線量測定結果

鬼北町では、町民の皆さんが身近な放射線量を把握することができるよう、町内の特定箇所ですべて定期測定を隔月に1度、実施しています。9月の測定結果は以下のとおりです。

【空間放射線量測定結果】(測定日:9月21日)

測定場所	測定結果 (毎時マイクロシーベルト)
鬼北町役場	0.08
好藤保育所	0.09
愛治公民館	0.08
三島公民館	0.08
小倉コミュニティセンター	0.07
鬼北町役場日吉支所	0.07
父野川下農村広場	0.09

問 役場 環境保全課 環境衛生係 内線2502

※測定機器…NaI(ヨウ化ナトリウム)シンチレーション式サーベイメータ(主にガンマ線の測定器)

※マイクロシーベルト…人体が放射線を受けた時、その影響の度合いを表す目安となる放射線量の単位

※測定値には、気象条件、測定器等により差が出ますので、参考数値となります。

いずれも国の基準【毎時0.23マイクロシーベルト】を下回っており、通常レベルの範囲内で問題のない数値です。